

出席議員（18名）

1番	平間幸弘	君	2番	桜場政行	君
3番	吉田和夫	君	4番	秋本好則	君
5番	斎藤義勝	君	6番	平間奈緒美	君
7番	佐々木裕子	君	8番	高橋たい子	君
9番	安部俊三	君	10番	佐々木守	君
11番	広沢真	君	12番	有賀光子	君
13番	水戸義裕	君	14番	舟山彰	君
15番	白内恵美子	君	16番	我妻弘国	君
17番	星吉郎	君	18番	加藤克明	君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸敏見	君
会計管理者 兼会計課長	相原健一	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	武山昭彦	君
まちづくり政策課長	平間忠一	君
財政課長	宮城利郎	君
税務課長	関場孝夫	君
町民環境課長	鎌田和夫	君
健康推進課長	佐藤浩美	君
福祉課長	鈴木仁	君
子ども家庭課長	平間清志	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	加藤 秀典 君
上下水道課長	畑山 義彦 君
槻木事務所長	奥山 秀一 君
危機管理監	小玉 敏 君
税収納対策監	佐藤 芳 君
技術管理監	関 孝志 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	伊藤 良昭 君
生涯学習課長	相原 光男 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	中山 政喜 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 事	佐山 亨

議事日程 (第1号)

平成27年9月7日(月曜日) 午前9時30分 再会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 開催期間の決定
- 第 3 諸報告
  - (1) 議長報告
  - (2) 町政報告
- 第 4 一般質問
  - (1) 平間 奈緒美 議員
  - (2) 吉田 和夫 議員

(3) 齋藤義勝議員

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 再 会

○議長（加藤克明君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより平成27年度柴田町議会9月会議を開きます。

本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

---

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（加藤克明君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において16番我妻弘国君、17番星吉郎君を指名いたします。

---

---

### 日程第2 開催期間の決定

○議長（加藤克明君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日から9月17日までの11日間、うち土曜日、日曜日及び14日、15日、16日を議案調査及び委員会審査のため休会とし、実質6日間と意見が一致いたしました。よって、本定例会議の開催期間は本日から9月17日までとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加藤克明君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日から9月17日までと決定いたしました。

なお、開催期間中の日程については、あらかじめお手元に配付しました日程予定表により議事の進行を図りますので、ご了承願います。

また、平成26年度各種会計決算についての総括質疑の要旨提出は、9月9日正午までといたします。議長まで提出をお願いいたします。

なお、本定例会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

---

### 日程第3 諸報告

○議長（加藤克明君） 日程第3、諸報告を行います。

議長としての報告事項は、報告書としてお手元に配付いたしましたので、これをもって報告といたします。

町政報告については、町長から通告がありますので、町長の登壇を許します。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） おはようございます。

9月会議、スタートします。年のせいか、なかなか風邪が抜けません。せき込む場面がありますので、お許しをいただきたいというふうに思っております。

2点報告をさせていただきます。

「第2回しばた紫陽花まつり」について申し上げます。

船岡城址公園は、「1年を通じて花を楽しめる公園」をコンセプトに公園づくりを進めてまいりました。14年前から町民有志の方々が植栽を行い、手入れをしていただいている船岡城址公園内のアジサイが2,200株となり、初夏のイベントとして第2回目となるしばた紫陽花まつりを開催いたしました。

ことは、好天が続いたことにより、例年よりも1週間ほど早く開花を迎えましたが、祭り期間は6月26日から7月12日までの17日間の開催となりました。

開催に当たりましては、商工会、観光物産協会、シルバー人材センター、サクラウオーカーズ、農産物直売所「結友」、観光戦略プラン研究会、地元行政区長等の関係者で5月から準備を始め、6月26日の開花式を迎えました。

しばたの郷土館での開花式の後、ノルディックウォーキングの4団体のメンバー約50名を先頭に、参加された皆さんと公園内を歩きながら色鮮やかなアジサイを一緒に楽しみました。

また、開花式当日は、しばたの郷土館の和室において、しばた茶会運営委員会によりアジサイをイメージした和菓子と抹茶が振る舞われました。

期間中のイベントとしては、記念写真のプレゼントや写真コンテスト、キーワード探しゲーム、船岡城址公園歴史観光ツアー、ミニコンサートなどを行い、ことは7月5日を「浴衣の日」として、浴衣を着て来場されたお客様へスロープカー無料乗車券をプレゼントいたしました。さらに、この日の夕方には伊達武将隊と伊達武将隊バスツアーに浴衣姿で参加した34名の皆さんが船岡城址公園に立ち寄っていただきました。ことしも観光物産交流館に「紫陽花紹介

コーナー」を設け、アジサイの豆知識や花言葉、全国で行われている紫陽花まつり等を紹介いたしました。

また、祭り期間中は毎日総合案内所を設置し、町民の皆さんによるボランティアで観光案内を行い、観光客の皆様には大変喜ばれました。

新聞、情報誌等の宣伝やテレビ、ラジオへ出演した効果もあり、仙台圏を中心に県内はもとより福島、山形、関東方面から多くの観光客が訪れ、最終的に入り込み客数は1万4,800人となり、昨年と比べて23.3%増加いたしました。柴田町を初めて訪れた方も多く、花のまち柴田のPRと観光まちづくりの推進が図られたと思います。来年も初夏のイベントとして多くの方々に楽しんでいただけるよう、関係機関や参加団体と協働で開催し、他の祭りとともに四季折々のイベントをより一層充実させ、魅力あるまちづくりを推進してまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

2点目、「2015 ザ・フェスティバル in しばた」について申し上げます。

柴田町の夏を代表するイベント「ザ・フェスティバル in しばた」は、ことしも柴田町商工会を事務局として実行委員会を組織し、7月25日に陸上自衛隊船岡駐屯地を会場に、各関係者のご協力をいただきながら開催いたしました。

前日までの雨が心配されましたが、当日は天候にも恵まれ、午後3時から一般開放を行い、町内外から約1万3,500人の方々にご来場いただきました。

会場内では、15店の縁日コーナーや、9チーム総勢約130人によるよさこい演舞を皮切りに、自衛隊フラッグ隊と音楽隊の演奏、子供たちによるチアダンス演技、さくら太鼓、船岡祭友会みこし渡御、樅ノ木音頭など、さまざまなイベントが行われました。よさこい総踊りでは、町のイメージキャラクター「はなみちゃん」も参加し、軽快な踊りを披露し、会場全体が一体となり、躍動感あふれる動きに包まれ、例年以上に盛り上がったものと思います。

クライマックスを飾る打ち上げ花火では、仙南地域の先陣を切って約3,000発の花火が夜空に次々と打ち上げられ、観客から拍手と歓声が沸き起こりました。

前日の蒸し暑い中での会場準備から、翌日早朝の広範囲にわたる清掃作業まで、多くの関係機関や参加団体との協働により、事故もなく無事に終了することができましたこと、改めて感謝申し上げます。

来年も柴田町の夏の一大イベントとして多くの方々に楽しんでいただけるよう取り組んでまいりますので、議員各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（加藤克明君） これより議会運営基準により質疑を許します。

質疑は1人1回です。質疑に当たっては、一般質問に触れないようお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（加藤克明君） 質疑なしと認めます。

---

#### 日程第4 一般質問

○議長（加藤克明君） 日程第4、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

なお、当局には議長から質問の要旨を通知しておりますので、質問・答弁は簡潔、的確に行うよう要望しておきます。

それでは、6番平間奈緒美さん、質問席において質問してください。

〔6番 平間奈緒美君 登壇〕

○6番（平間奈緒美君） おはようございます。

6番平間奈緒美です。大綱1問質問いたします。

**たばこを取り巻く環境整備を。**

宮城県では、たばこの健康被害について喉頭がんの96%、肺がんの72%、虚血性心疾患（狭心症・心筋梗塞等）の36%が喫煙によるものと報告されています。また、同様に全死亡の35.4%は喫煙によるものであることが明らかとなっており、日本人の最大死因（がん、脳卒中、心筋梗塞）はいずれもたばこにより大きな影響を受けていると見られます。さらに、周囲の喫煙者のたばこの煙による受動喫煙も、喫煙習慣を持たない方にとって不快であるだけでなく、肺がんや虚血性心疾患、呼吸器疾患などにかかるリスクもあります。

先日開催した公開議会研修会において、宮城県の取り組みについて話がありました。たばこに関する正しい知識の普及や禁煙希望者への支援などに取り組むこと、平成26年12月に受動喫煙防止ガイドラインを作成し、受動喫煙防止対策を社会全体で取り組むことを推進しています。しかし、町税の中でも町たばこ税は大きな収入となっており、一概に禁煙を推進していくことも難しいと思います。

町では、学校施設に関しては敷地内全面禁煙にしていますが、公共施設は建物内禁煙となっており、喫煙所は入り口（玄関）に設置されています。入り口は利用者全てが出入りするところです。利用者には子供もいます。何らかの分煙措置をとるべきです。町の考えを伺います。

また、健康面だけでなく、たばこを取り巻く社会において喫煙におけるモラルやマナーの向上に努めることが強く求められています。歩行喫煙や吸い殻のポイ捨てなど、喫煙者の一部においてのモラル、マナーの低下が挙げられます。どうしたらマナーを向上できるか大きな課題です。町の考えを伺います。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間奈緒美議員、大綱1問でございます。たばこを取り巻く環境整備でございます。

町では、平成25年度に作成した「第2期健康しばた21」において、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図るため、重点的に取り組む分野としてたばこを位置づけ、母子健康手帳交付時や乳幼児健診等の各種事業や各種健康教室などにおいて、喫煙に伴う健康影響に関する情報の提供を行うとともに、引き続き禁煙希望者への禁煙支援などの取り組みを推進してまいりました。

また、自分の意思とは関係なく、たばこの煙にさらされる受動喫煙につきましては、健康増進法第25条において学校、病院、官公庁施設など多数の者が利用する施設を管理する者に対し、受動喫煙を防止する必要な措置を講じることが努力義務とされております。

これらを踏まえて、児童生徒の受動喫煙防止の観点から、児童福祉施設や小中学校敷地内の全面禁煙、その他の公共施設についても分煙対策を推進してきたところでございます。

平間奈緒美議員ご指摘の公共施設等の禁煙につきましては、平成29年4月から町が設置管理する公共施設全てでの敷地内全面禁煙を実施いたします。それまでの間の経過措置として、敷地内全面禁煙の事前広報の徹底と、受動喫煙防止の観点から、生涯学習施設の喫煙場所については玄関等の入り口付近から十分に離れた場所に移動を行ってまいります。

喫煙のモラルやマナーについては、たばこのポイ捨てなどテレビCM、新聞、雑誌等によりマナー向上に向けたPRがなされているものの、本町においても一部の心ない喫煙者によるポイ捨てが見られます。基本的には喫煙者一人一人がマナーを守っていただくことが大切であり、喫煙者自身がマナーの大切さに気づき、考え、行動していただけるように啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 平間奈緒美さん、再質問ありますか。どうぞ。



○6番（平間奈緒美君） 前向きな回答をありがとうございます。

まず、喫煙なんですけれども、喫煙に関しては個人の嗜好の問題で、喫煙に対する社会的ルールを守り、非喫煙者を受動喫煙から保護すること、そして吸う人と吸わない人がうまく共存できるような関係を持っていきたいという思いでこの質問をさせていただきました。

それでは、まず健康面について質問いたします。

先ほど町長答弁でありました「第2期健康しばた21」、これが平成25年から平成34年の期間で推進されるわけですが、この中でたばこについてございます。取り組みの方向といたしましては、対策といたしましては自分のため、家族のため禁煙・分煙をしよう、そして受動喫煙を防止する環境整備にみんなで取り組みましょうということを目標として掲げております。柴田町では禁煙希望者もふえているということなんですけれども、実際どのぐらいの禁煙希望者がいるのでしょうか。人数について伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 禁煙希望者の件ですが、現実的には健診を受けている方で、どうしても禁煙したいという希望の方の数名しか町としては数字は上がってきておりません。町の健康関連のデータでお話ししますと、「第2期健康しばた21」を策定したときには柴田町の喫煙率は15.9%でした。必ずしも町に直接禁煙の希望というふうなことから、病院のほうに行きまして、禁煙の治療薬なり処方してもらおうという方がいらっしゃいますので、町できちんとつかんでいる数字としてはありません。お願いします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 「第2期健康しばた21」のほうには、たばこをやめたい、やめようと思っている方、病院にはまだかかっていないけれどもやめたいと思っている方が全体の42.2%いると。男性は39.1%、女性が47.3%いるということで、できれば吸わないことががんを抑止するとか、病気にならない第一歩なのかと思っております。ぜひ町でも、先ほど町長答弁でもありました健康診断や各種事業等で禁煙を勧めるような方向で行っていただきたいと思えます。

それでは、がんについてです。

先ほど通告書でもありましたが、たばこを吸っている方ががんの発症リスクが高いという調査報告も出ているわけなんですけれども、吸わない方ももちろんいないわけではないんですけれども、特に受動喫煙に関して、たばこを吸った方の煙においてがんが発症したという事例は柴田町では確認されているのでしょうか。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 受動喫煙でがんを発症したというデータとしては町のほうにはございません。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 6番（平間奈緒美君） いろんな資料を見ますと、受動喫煙による非喫煙者のがんの発生率というのは結構高い数字が出ておまして、煙を吸わないことが一番、健康増進法の第25条でも、たばこを吸わない人がたばこの煙を吸うことを受動喫煙と言うわけですけれども、喫煙者の吐き出す主流煙よりも、たばこの先から出ている副流煙のほうが、より発がん物質が含まれているという結果もあります。そういった中で、町として受動喫煙をしないための防止策というのは、今公共施設では分煙に取り組んでいるわけですけれども、もっと踏み込んだ形でしていったらいいと思うんですけれども、いかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 今、もう少し踏み込んだ政策というふうなことでしたが、妊婦さんやお子さんを持つ保護者の方に対しては、妊婦さんに対しては母子健康手帳交付のときに全員に保健師、栄養士が個別指導を行いまして、たばこが健康に及ぼす影響についてお話をしまして、禁煙についての指導は全員行っております。さらに出産後、新生児訪問にお伺いするんですが、そのときはたばこが子供に与える影響というふうなことで、特に受動喫煙防止ということで資料を配付しまして、指導をしております。乳幼児健診、今まではたばこに関して家族のたばこを聞く健診項目がなかったんですが、国のほうから今年度4月から問診の共通項目ということでふえまして、町のほうでは4カ月健診、1歳お誕生相談、1歳6カ月児健診、2歳児の歯科健診、3歳6カ月児健診等、それぞれでたばこの煙にさらされる環境となっているかどうか、そちらの問診項目も追加して、今データをとっているところです。お子さんのいる家庭に関しては、たばこについてはいろいろ周知徹底を図ってはいるんですが、大人の方だけの世帯になかなかアプローチするチャンスがなかったので、そちらは健診に来ている方だけというふうになっております。もう少し広げて、一般の方にも広報、周知等はしていきたいというふうには思っているんですが、今のところの現状はそういった状況になっております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 6番（平間奈緒美君） 健診に来ている方についてはそういった指導ができる、できるだけ家族、周りの方に迷惑をかけないような吸い方とかができると思うんですけれども、やはり一番は健診に来ていない方、本当に多くのたばこを吸っている方にたばこに対してのきちんとした

知識というか、多分自分が吸う分にはたばこはもちろん嗜好のものでですから構いませんが、吐いた煙がいろんな方に健康面で被害があるというところの周知徹底をやはりしていかないといけないのかなと思っております。ぜひお知らせ版とか広報しばた、いろんな媒体を使って、たばこによる健康被害について一度何か大きな周知をしてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 広報に関しては、ありがとうございます。

済みません、私先ほどお話しするのが1点漏れたんですが、5月31日が「世界禁煙デー」ということで、毎年たばこに関する広報のほうは周知、あとは役場の庁舎や公共施設等にも掲示をして、「世界禁煙デー」というふうなことに合わせております。庁舎内等でもご協力いただきまして、ポスターやチラシも掲示をさせていただいているんですが、住民の方にはこれまで以上に広報活動をしていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ぜひ「世界禁煙デー」、5月31日、設けております。その約1週間というのはできるだけ禁煙をするということになっていきますので、そういったことをどんどん進めていっていただきたいと思います。

あと、町では今、月1回ですか、庁舎内禁煙日というのを設けているんですけども、これについては実際のところ徹底はされているのでしょうか。伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 徹底されていると私のほうは信じているんですが、確認に行つてはおりませんので、多分たばこを吸っている方を見かけてはおりませんし、徹底していると思われまます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 私も徹底しているとは思いますが。ただ、もちろん吸っている方はどうしても吸いたくなる思いがあると思うんですけども、そういったときに、以前庁舎内では保健センターの入り口のところに喫煙所を設けたわけですけども、やはりそこは玄関先、子供さんたちが健診等で利用するというので、今は3階の屋外に移動になったんですけども、たばこの煙は屋外になったということで大分来なくなつたと思うんですけども、実際どうなんでしょう。平成29年から敷地内禁煙となつた場合、そうしたら庁舎内も全部禁煙になるということでよろしいでしょうか。確認です。

- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。健康推進課長。
- 健康推進課長（佐藤浩美君） 敷地内禁煙というのは、建物とその敷地を含めて全て100%禁煙という意味なので、屋外であっても吸えないというふうな意味です。
- 議長（加藤克明君） 補足。財政課長。
- 財政課長（宮城利郎君） 当町は、平成29年の4月から町が設置管理する公共施設全てでの敷地内全面禁煙ということでございますので、庁舎もそういった形でやっていきたいと思っております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 6番（平間奈緒美君） ということは、今吸っている来庁者初め職員の方、もちろん議員もいますが、その方たちは庁舎内では禁煙になるので、吸うのは一日我慢するということではないのでしょうか。伺います。
- 議長（加藤克明君） 財政課長。
- 財政課長（宮城利郎君） 結果的にはそういった形になろうかと思うんですが、来庁者も含めて敷地内禁煙というのをご理解いただきたいというふうに考えております。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 6番（平間奈緒美君） 敷地内禁煙となりますと、どうしても吸う方というのは道路に、敷地の外に出て吸うということがあります。特に小学校が全面禁煙になってから、道路に出て吸うというのは以前我妻議員のほうからも学校の先生がちょっと休憩時間に外に行って吸うという質問もありました。外に行けばいいという問題ではないと思うんです。やはりたばこを吸うところをきちんと、受動喫煙の防止で建物内禁煙で、敷地の中でも喫煙場所をきちんと設けるという方法もあると思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。
- 議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。
- 財政課長（宮城利郎君） 繰り返しで申しわけありませんが、町が設置管理する公共施設につきましては全施設、施設内禁煙という方向でいきたいということです。今のところ庁舎内に1カ所喫煙できる場所を設けるということは考えておりません。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 6番（平間奈緒美君） では、もう完全庁舎内禁煙ということで、公共施設等は禁煙ですが、私はたばこを吸わない人間なので、申しわけないんですけれども吸う方の気持ちはわからないんですけれども、町たばこ税が平成25年度で約2億8,000万円。結構大きい金額があつて、その中で敷地内禁煙にするということはとても賛成なんですけれども、やはり敷地内の、本当に

たばこの煙が来ない端のほうに喫煙所を設けるという考えも一つだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） たばこ税のほうは、当然議員おっしゃるとおり全体収入の2%ぐらいでしたか、2億6,000万円ぐらいですので、貴重な財源だというふうには思っています。ただ、やっぱり受動喫煙、健康を守るという面からいきますと、敷地内全面禁煙という方向でいかなければならないのかなというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） それでは、私としては役場に来てきれいな空気が吸えるということで、とても敷地内禁煙に向けての取り組みに関しては賛成なんですけれども、今から約2年弱ありますが、周知方法についてはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（宮城利郎君） 2年ありますので、いろいろ庁舎内のほうで効果的なPRの方法であったり、体制のほうを考えてまいりたいというふう考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） まず2年間あるわけですけども、今例えば生涯学習センター、公民館、あと体育館などありますが、屋外における喫煙場所を設置する場合、今のところ「喫煙者から半径7メートル以上離れる必要があります」とあります。まずこの2年間というのは、入り口から離していただけるという先ほど町長答弁がありました。実際のところ、以前ある公共施設のほうに「たばこを吸うところを入り口から離していただけないでしょうか」ということをお願いに上がりました。そうしましたところ、入り口には事務所もあるので、そこだと火の不始末というか、火の問題があるので、できれば入り口にさせてもらいたいという回答がありました。やはり入り口というのは不特定多数の方が、いろんな方が出入りするわけですから、できれば入り口でないところに喫煙所を設けてほしいということをお願いしたんですけども、それはちょっと受け入れてもらえなかったんです。これから2年間はまだ一応敷地内では吸えるということですので、7メートル以上離して設置されると思うんですけども、実際どこのあたりを考えているのでしょうか。建物ごとに違うとは思いますが、大体入り口から離れたところということだけではなく、建物の裏とかそういったところも考えられると思うんですけども、それについて伺います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（相原光男君） その件につきまして、担当館長と打ち合わせをしまして、ある程度場所は決めてございます。槻木生涯学習センターなんですけれども、玄関左のスペースがあったんですけれども、そこは撤去するという事です。駐輪場が右側にあるんですが、その奥に物置があります。その物置のところで吸っていただくという事です。

それから、農村環境改善センターにつきましては玄関前で、テーブルがあって、吸っていたという事です。そこについては、1階の展示ホールの脇のテラス、建物の外側ですけれども、そこに移したいという事です。

あと、船岡生涯学習センターにつきましては、玄関右のスペースにあったんですけれども、ホール脇、右手に運動なんかができるホールがあるんですけれども、その外部ということで、放送室の脇になりますけれども、ちょっと児童館側には来るんですけれども、児童館からは遠いので、そこに移したいという事です。

それから、船岡公民館につきましては、これも玄関先にあったんですけれども、図書室脇です、外の右側に外部階段があります、その手前にしたいという事です。

それから、西住公民館につきましては、北西側の角に物置があるんです、脇のほうに。その物置のところで吸っていただくという事です。

それから、船迫公民館につきましては、これも玄関前だったんですけれども、北西の非常口があります。そちらのほうの前で吸っていただくということで、全て離したいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） まず入り口から移していただくだけでも大分受動喫煙については改善されるのかと思います。いずれは全面禁煙、敷地内禁煙ということになります。今から周知していくわけなんですけれども、きちんとした周知の仕方をしないと、やはりなかなか吸っている方に対しては周知をされていかないのかなと思いますので、よりきめ細やかな周知方法を徹底していただきたいと思います。

船岡駅では、以前改札をおりて階段のところが割と喫煙所というか、皆さん電車をおりて一服する場所だったんですけれども、8月の上旬から船岡駅長名で「ここでは喫煙できません」ということがしっかりと張り紙もされていまして、きのうも夕方の6時半ぐらいに駅へおりましたところ、徹底されているのか、たばこを吸う方はいらっしゃいませんでした。そういったところで、少しでも受動喫煙、特に多くの子供さんや妊婦さんが利用する、そしていろんな方が利用する施設については受動喫煙の徹底を図っていただきたいと思います。

それでは、マナーのほうについて伺います。

東京都千代田区では、平成14年10月に安全で快適な千代田区の生活環境の整備に関する条例というのでございまして、たばこに関すること、もちろんポイ捨てなどに関することが条例化されました。これは住民の深刻な悩みにおいて条例ができたものとされております。条例制定においては、非常になかなか難しい罰則規定もありますが、この適用については人々の行動を変える強いきっかけ、あくまでモラル向上の手段ということで掲げております。ぜひ柴田町でも、条例まではいなくてもまず最初の一步としてはそれに見合った路上喫煙の防止について、そして歩きたばこの防止やポイ捨ての禁止など、モデル地区などを設けて徹底したらいいと思うんですけれども、それに関してはいかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 条例をすれば、ある程度罰則規定があるというようなことで、一律の効果は期待できると思います。我がほうで考えているのは、条例制定に至らなくても、やはりポイ捨てとか歩行喫煙、それが多いい地区については適宜看板を立てるなり、あとは町民相手に広報をするというようなこと、あと環境指導員ということで巡回をやっているというようなことがありますので、そういう人を見かけたときは指導するというようなことで、今のところは考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） ある民間団体が行ったアンケート調査によりますと、喫煙習慣のある方に聞いた「特に気をつけている喫煙のマナーはどれですか」ということで、「歩きたばこ」71.8%、「吸い殻のポイ捨て」71.8%、「子供のいるところでの喫煙」69.2%、「人が多いところでの喫煙」66.7%と、歩きたばこ、吸い殻のポイ捨てが高いところです。そして、同じ質問をたばこを吸わない方にもしております。「吸い殻のポイ捨て」89.2%、「歩きたばこ」88.8%、「子供のいるところでの喫煙」80.7%、「人が多いところでの喫煙」78.1%と、特に吸っている方も吸わない方も吸い殻のポイ捨てや歩きたばこについてはマナーとして要望が高いのかなと思っております。

そういった中で、ごみ拾いをするとどうしても、もちろん空き缶、紙くず、ごみなども多いんですけれども、やはりたばこの吸い殻というのもどうしても目につくし、多いところではあります。それで、今柴田町でも、特に桜の時期に駅を使って訪れるお客様が非常に多くなっています。ですので、本当は365日1年間をモデル地区としたいんですけれども、まず最初の取り組みとしては桜の時期、桜の開花が始まって、約2週間桜まつりの期間中に例えば駅からしばた千桜橋、館山の区間を禁煙ロードにするとか、そういった取り組みをしてみたらいいんじゃない

ゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今提案いただきました内容を今後検討させていただきながら、桜まつり、やはり多くのお客様が参りますので、そのときにどうしてもたばこの吸い殻をポイ捨てしたりとか、あと歩きたばこをしないようにPRをしていきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 来年グランドオープンするしばた千桜橋、そして桜の小径等、柴田にはますます町内外からお客様もお見えになると思えます。そして、今アジア、外国からのお客様もいっぱいお見えになっているということです。なかなか日本でのたばこに関するマナーというのは、諸外国に比べておけているのが現状です。柴田町が宮城県のトップで行くためにも、観光地としてこれから進めていく上でも、ぜひ禁煙ロードなんかをつくといいのかなと思っておりますので、ぜひ検討ではなく来年の春にはそういったことができる、そしてそれを周知することによって、ますますお客様もふえると思うんです。柴田町に来ればそういったたばこの、歩いてたばこを吸う方も以前に比べては少なくはなっておりますが、そうしたところの徹底をすることで、いい環境の中でお客様がお見えになるのかなと思うんですけども、その点、町長いかがでしょうか。ぐあいが悪そうですが……。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長いいですか。町長。

○町長（滝口 茂君） 余り厳しい質問だったので、ちょっと喉に刺さってしまいました。

今おっしゃったように、柴田町は世界に向けて今、花のまち柴田をPRしておりますので、柴田町の禁煙ロードということにして、ただ全面的に禁煙というのはなかなか公共施設と違って難しい面がございますので、商工観光課、関係課と連携して、途中、しばた千桜橋の下1カ所ぐらいと、それから観光物産協会のそば1カ所と、2カ所でやれば、たばこを吸う人も吸わない人も柴田町に来ていただけるのかというふうに思っております。

また、しばた千桜橋、世界に向けて発信したばかりでございますので、たばこのほうまでちょっと頭が回っておりませんので、来年は最低限のところ吸っていただくようにしていきたいというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○6番（平間奈緒美君） 難しいことだとは思っております。ですけども、その難しいところを町として取り組むというのも一つの住民サービスになりますし、観光の町柴田としてのPRにもなっていきます。花のまち柴田と語っている以上、やっぱり道路上にたばこの吸い殻があ



るというのは景観上も美しくありませんし、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

最後にですが、私はたばこを吸いませんので、吸う方にやめたらいいんじゃないということは常に言っているんですけども、権利はないと言われました。自由はあるけれども、吸う方の、その自分が吐いた煙で健康被害に陥るんだという、そういった健康的な面の周知も踏まえて、これから柴田町でもいろんな、みんなに優しいまちづくりに努めていっていただきたいと思います。あくまでも周囲との調和によってこの件に関しては守られていくと思いますし、それをきちんと守っていくことが吸う方も吸わない方も共存できるような環境になっていくと思いますので、その点をひとつぜひ町としても進めていっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて6番平間奈緒美さんの一般質問を終結いたします。

次に、3番吉田和夫君、質問席において質問してください。

〔3番 吉田和夫君 登壇〕

○3番（吉田和夫君） 3番吉田和夫でございます。大綱2問、質問いたします。

**1、柴田町における地方創生の取り組みは。**

3月議会に引き続き、地方創生問題を取り上げます。

人口減少に何とか歯どめをかけ、そして産業を少しでも元気にし、若者に定住していただく地方創生。2015年度までに地域の実情を踏まえた「地方版総合戦略」の策定が努力義務として打ち出されております。柴田町としても10月中に提出するようですが、地方への新しい人の流れをつくる「地方創生元年」、我が柴田町の特色を生かした創生ビジョンの取り組みについて質問いたします。

1) 4つの専門部会の進捗状況は。

2) ホームページを利用しての地方創生はできませんか。

3) 町を活性化するために、インターネットを利用してふるさと名品を全国に発信できませんか。

**2、学校のトイレを洋式に。**

これまで、桜まつりのトイレ、太陽の村のトイレ、そして、公園に設置されているトイレについて一般質問いたしました。今回は、学校のトイレについて質問いたします。

学校のトイレについて、保護者の方より相談があり伺ったところ、今の子供たちはほとんど洋式トイレで生活をしており、和式のトイレがうまくまげないとのことでした。学校は災害時には避難場所となることから、高齢者などにも利用できるよう段階的に洋式化にしてい

きたいと思い、提案いたします。

以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 吉田和夫議員、大綱2問ございました。

1 問目、地方創生に関する点が3点ございます。

専門部会の進捗状況でございます。

柴田町の地方創生を推進するために「柴田町まち・ひと・しごと創生推進本部」の中に総合戦略の4つの基本的な政策に対し、それぞれ専門部会を設置いたしました。「地方における安定した雇用を創出する」については雇用創出部会、「地方への新しい人の流れをつくる」については交流促進部会、「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」については生活支援部会、「時代に合った地域づくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連絡する」についてはまちの魅力・活力部会でございます。

専門部会では、専門部会全体によるバランススコアカードを用いたグループワークや、専門部会ごとのグループワーク、ヒアリングを行い、4つの政策分野の基本目標や講ずべき政策に関する基本方向、具体的な施策について3回ほど集まり議論をいたしました。去る8月19日の議員全員協議会では、柴田町総合戦略の体系としてまとめたものを説明させていただきました。

現在は、議論の中で出された各意見をもとに、重要業績指標KPIの検討や後期基本計画との整合性などを考慮した具体的な施策の素案を事務局で策定しているところでございます。

2 点目、ホームページの利用でございます。

柴田町の地方創生を推進するためには、柴田町の施策を全国に情報発信していく必要があると考えております。その手法として、国や宮城県はもちろんのこと、町のホームページを利用することも一つの方法と考え、議論をしているところでございます。

3 点目、インターネットを使ったふるさと名品の発信でございます。

柴田町においてインターネットを利用したふるさとの特産品の発信は、町、観光物産協会、商工会のホームページやブログなどのソーシャルメディアで行っています。インターネットを使った商品の販売は、製造業者が個別に行っているところが数件ありますが、特産品を販売しているところは少ない状況でございます。

インターネット販売に取り組む際には、宮城県で行っている「食材王国みやぎ」ふるさと食

品インターネット販売支援事業のように、ヤフーや楽天などが運営するモール型のショッピングサイトへ出店する方法と、通信サイトを自分で立ち上げる方法がございます。モール型のショッピングサイトは、集客力があるというメリットはありますが、初期登録料や手数料が必要になること、他社との競争にさらされ、類似商品に埋もれてしまう可能性があること、他店と価格の比較がしやすいため、価格競争に巻き込まれやすいといったデメリットがあります。

また、通販サイトを自分で立ち上げる場合、全国的に知名度が高く、ブランド力がある商品であれば販売の増加につながりますが、注文に対して商品を供給することができない場合、信用を落としてしまうことや、販売代金を回収できないといったリスクも抱えることとなります。

柴田町では、今年度から柴田町商工観光振興事業費補助金のメニューに地域の独自性を生かした商品開発や、インターネットを使用した販路開拓に要する経費を助成する特産品開発等事業を追加し、個人や事業者等への支援を始めました。

なお、ふるさと柴田応援寄附、通称ふるさと納税では、お礼の品として柴田町の特産品を送っていますが、これまでの寄附件数は59件と順調に推移し、希望されるふるさと商品は「ぜいたく味噌」や「シクラメン」が多くなっておりありますが、今月、9月からは新米やお菓子セットを追加するなど、商品の充実を図っております。

大綱2問目、学校のトイレの洋式化についてでございます。

生活環境の向上により、住宅等のトイレの改善がなされ、議員ご指摘のとおり多くの子供たちが洋式トイレでの生活をしておりますので、これまでも学校側の要望を聞きながら、トイレの洋式化の整備を進めてまいりました。現時点での小学校の洋式化率は61%、中学校の洋式化率は約45%となっております。

学校は子供たちが一日の大半を過ごす生活の場であり、また学校は災害時において地域の方々の避難場所として利用されることも考えられます。今後さらに安心して利用できる清潔で快適なトイレの整備が望まれることから、学校とよく相談しながら、トイレの洋式化を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） ただいまから休憩いたします。

再開は10時35分とします。

午前10時17分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（加藤克明君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

吉田和夫君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 先ほど4つの専門部会の進捗状況も伺いました。地方創生は、進めるのはやっぱり最終的には人材だと思うんです。職員のみじゃなくて、大学等を巻き込んでのいろいろ政策提案とか、専門部会で4回ほどワークショップを行ったという報告もいただいておりますけれども、大学などとの連携した政策立案とかはどれぐらい行ったんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実際的に大学というようなところで、今回地方創生に入るときに議会のほうにもご説明申し上げました。まず戦略の策定、これについては宮城大学の支援を受けたいというようなところでお話を申し上げました。それから、実際的にこの計画を審議していただく委員には仙台大学から人材をとという形で派遣をしていただきたいということで、2つの大学に働きかけをして、そして力をいただきたいというようなところで今進めているということで、県内にある宮城大学、仙台大学との連携を密にしながら今進めているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 3月の時点でも地方創生について私もお伺いいたしました。そのときにも、仙台大学の地元の鈴木省三先生ともお会いして、いろいろお話をしたら、非常に忙しくて、全国各地で地方創生について、若者の雇用であったり、また活性化するためのいろんな立案をされていたようなんですけれども、地元の仙台大学と地方創生についてはどんな協議がなされていましてでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 具体的には、先行事業というような形でご報告しているかと思います。まず今回3月の補正でお認めいただいた先行事業、これについてはフットパス事業を展開する中における健康づくりというような、その視点でまず仙台大学の力をかりるような形で進めていきたいというようなところです。

それから、過般の議会でご説明申し上げました上乘せ交付ということで、トップアスリートをつくるというような事業に今町が国に申請した、その内容については仙台大学の全面的な支援の中で子供たちの健康づくり、そういうようなものに力をかりたいと、そういうような

事業で今、国に申請、そして認めていただいていると、こういうような内容です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ地元の大学も大いに活用していただいて、もっと利用していただければと思います。

話は変わって、商工業についてもこの地方創生には欠かすことのできない、若者の雇用というのが非常に大切になってくるわけなんですけれども、現在の企業誘致の状況なんかはどうなんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は8月に企業誘致のために企業立地セミナー、東京のほうに町長と行きまして、ぜひ機会がありましたら柴田町のほうにということで、企業誘致の説明会に出席してまいりました。あと、今現在企業誘致ということで空き工場用地、ホームページにも上がっているんですけれども、空き工場が用地を公開しながら、企業誘致のほうを進めている状況です。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 東京まで行って企業誘致のセミナーに参加していただきまして、本当にありがとうございます。粘り強く企業誘致のいろんなセミナーに顔を出して、柴田町のよさ、そしてまた若者の雇用についてもお話なんかをしていただければと思います。実際若者の雇用をうたっておりますけれども、具体的にどのような方法を考えられておりますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 3つ挙げられるかと思いますが。まず1つは、今議員がお話しになりました企業誘致を進める中で新たな雇用を創出するというようなこと。あとインターンシップです、企業研修、そういったものの就業支援を行うことが考えられます。先週もちょうど図書館のほうでインターンシップ、仙台大学ですとか、東北学院大学とか福祉大学の学生が参加していたというようなことを聞いております。また、最後になりますけれども、今地方創生の話の中で仙南工業会のほうで異業種ビジネスのチャンスの支援事業というものが進んでおりますけれども、そういったいろんな異業種の方々の交流の中で新たな仕事づくり、そういったものの中での若者の雇用拡大というものを検討しております。以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 企業誘致、できれば一発で決めたいと思うんですけれども、なかなか難しい、地道な活動になると思いますし、先ほどもインターンシップの体験者、目標は10人

ぐらいにされていると思うんですけども、ぜひ進めていただきたいと思います。仙台市も、これは商店街の活性化だったんですけども、ちょうど報告をいただいた8月19日の河北新報に載っていました。参加者、やっぱり町なら職員のみならず、仙台市の商店街の活性化対策で報じられたのは金融機関、それから大学、会社経営者、NPO法人、非常にバラエティーに富んでいて、地方創生と絡みながら、いろんなアイデアを生かしながら地方創生、または企業の活性化に向けて話し合われております。役場のみのこの4部門、時期的にはもう難しいと思うんですけども、どのように町民の声を反映させているのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 実は総合戦略推進委員会というものを立ち上げまして、これが産学金言労というようなことで、各階層にまずお願いをして委嘱をしているというような状況です。特に柴田町の場合、若い世代の意見を聞きたいということで、新たに就職をした方を委員に入れたり、あと女性の視点が必要だろうということで女性起業家を入れたり、あと、花のまち柴田ではないんですが観光も戦略としてどういう位置づけがあるかと、こういうような各階層並びに柴田町の特長であるものも含めた中で12名を構成した中で推進委員会を開催させていただいているということで、既に毎月1回というような目標の中でやってきておりまして、2回やっております。実は8月末にも計画していたんですが、上乘せ交付の事業の分をどのような形で今まで打ち合わせしていた中に資料として盛り込むかというような資料作成が少しおくれたものですから、委員会は開催できませんでしたが、このような形で町の考え方、町の進め方、あと各階層の意見、こういうようなものをいただきながら、戦略をまとめていきたいというようなところで、実際的には今水面下で作業は進めさせていただいているというところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） わかりました。各階層から意見を聞いているということでしたので、もう一つ、起業支援を行っている、近隣でもたくさんあります。私も大きな企業が来られないのであれば二、三人ぐらいの会社とか企業を起こすというようなものも考えられるんですけども、本当に3人ぐらいのやつを5つぐらい起こせば15人の雇用が生まれますし、そのほうが手っ取り早いのかと。仙台市の起業セミナーが9月から開始されます。私もいろんなところでフェイスブックに載せて皆さんに広めているんですけども、1万二千数百円ぐらいで9月からもう始まったんですけども、11月ぐらいまでの起業セミナーがあります。私も非常に反応を期待しております。私も定年になったらどんなことをやりたいかな

ということで考えたこともありました。例えば買い物、ボランティアのついでにですけれども買い物をしてやる、1回頼まれるごとに500円とか、家族ぐらいで二、三人ぐらいだったら町内をカバーできるかななんて思ったこともありましたが、そういう起業支援というのは柴田町にありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 起業支援の窓口になりますけれども、今現在商工会内にございまして、商工会が窓口になりまして、県の商工会連合会の中にありますよろず支援相談所というところと連携を図りながら、金融機関と一緒にになった起業家のための支援体制というのができ上がっております。そういったものに当然町のほうも一緒になって支援を図ってきたいと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 新聞の記事、私切り抜いてどこかにしまい忘れて、どうしても出てこなかったんですけれども、たしか1週間、2週間ぐらい前だったと思いますが丸森町でも起業支援のやつが新聞に載っていたと思います。各市町村のほうでも起業支援に乗ってきておりますので、ぜひこういう支援なんかもあれば、企業誘致が大きいものがないとしても小さな企業を起こすことができるんじゃないかと。

前回もお話ししました、「遠くに行きたい」という番組がありました。広島県尾道市の紹介をされておりました。産業建設常任委員会でいろいろお話ししたときに、私もいろいろお話ししたら、じゃあ広島にというようなことで、11月に行ってきたと思うんですけれども、一つはジーンズです。市民570人に2足のジーンズを配付して、1年間で回収すると。その職種に応じて3万円で売れたり4万円で売れたり。一番高く売れるのが漁師のジーンズだそうなんですけれども、4万9,000円で売っていると。ちょっとしたアイデアで企業を起こしたということです。もう一つは、ぜひ行ってきたいと思うんですけれどもチョコレート工場が紹介されておりました。これも5人ぐらいで工場を立ち上げたということで、空き家のレストランをお借りしまして、材料はカカオと砂糖だけ。いろんな国のカカオ豆を持って、主食はその豆と自分の口に入れて砂糖と、この調合ぐあいでのオリジナルのチョコレートをつくるという会社でございました。いずれも若者のUターン、Iターン、Jターンの人たちがそうやって空き家を利用したり、あるいは地元に戻って会社を起こしたりと、こういうものがありました。先ほど商工会にも設置されているというようなものもあったんですけれども、丸森町、角田市なんかでも起業支援というか、ホームページにつづられているんですけれど

も、柴田町にはそういうのをつくる予定はありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） この政策については、町が窓口を設置しても金融機関、空き家、資金、そして商品開発、こういうような一貫した体制支援ができないとどうしても仕事起こしにはつながらないだろうと考えております。それを一体的に今実行しているのが、先ほど商工観光課長が答弁しましたように商工会が今まさに新しい形の起業家支援を金融機関ともども、そして商品開発まで含めたところで支援しているというような制度があります。ぜひその制度を活用するような形で若者の支援をしたほうがいいというふうな考え方でいます。今、地方創生の中で地方移住ナビというようなものが設置されます。その中には、仕事をつくるというような内容のホームページが展開されます。その中において、柴田町としてまず単独ではつくりませんが、その辺の連携強化を図ったような形の見出しの中で支援できる、そういうような体制はつくっていききたいというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 農政課にも一つ質問したいと思うんですけども、観光農園で地方創生できないかと。これも産業建設常任委員会で葉坂の高原野菜生産組合を視察に行きました。もちろん平間組合長と懇談いたしましたけれども、いろいろ夢がありました。いずれはここを観光農園にしたい、後継者も育てていると。ここで観光も兼ねながら地方創生、人も来れば雇って、何かやりたいと、このような望みなんかもあったようですけれども、こういうのは実現できそうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 議員にごらんいただいた葉坂高原野菜生産組合なんですけれども、果樹園が廃園になった跡地を再整備して、地産地消で地域を盛り上げていこうということで頑張っております。そして、新鮮な高原野菜を消費者に提供しながら、農業所得の向上と地域振興に貢献することを目的に、ことし3月に設立されたわけなんです。この組合の新たなというか、新しい取り組みかと思うんですが、今ご紹介いただいたように会員制による野菜収穫体験とか、それを袋詰め、もぎ取り体験ですか、それを袋にもげるだけでも、いろんな種類のやつをもいでもらって販売するとか、あとは収穫野菜等を使った料理教室、料理をつくって食べるということです。

また、この場所については皆様ご存じのとおり里山ハイキングの鑑摺山コースの通り道とい



うことで、高台にあって槻木市街地から太平洋まで一望できるという、観光地としては非常に有効なのかなと思っております。その利点を生かして、平間組合長のほうでは憩いの広場という、訪れた方が楽しめる広場やクラインガルテン、貸し農園、そういったものも夢としていろいろ考えているという話を聞いております。

現在の状況なんですが、組合としてはことしの3月に発足したばかりでございます。現在、組合員のうち3名の方がまだ現役で働いていらっしゃるということがありまして、二、三年後には本格稼働できるのではないかというお話を伺っております。

町のほうの取り組みなんですけれども、今回の地方創生の事業としては掲げてはおりませんが、生産し販売するだけではなくて、消費者の方に直に見て摘んで触れていただくという試みがございますので、町としても特色のある新たな農業ということで今後とも支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ利用していただいて、埋もれたものにならないように我々も一生懸命頑張っていきたいと思います。

あと、ホームページを利用しての地方創生ができないかについてですけれども、先ほど平間課長が言っていたとおり、村田町でもこんなのが出ています、「村田に住みたい」を応援しています」というのは、もうこれはホームページに全部出ています。また、丸森町でも移住・定住のもので、ホームページに出ています。丸森町は人口減も激しいところなので、見ましたら1区画、住宅の敷地を60万円で、これはホームページに出ています。これはとにかくここに来ていただいて、そこに家を建てたら60万円で譲渡するという、そういうものでした。また、しあわせ実感・丸森いきいき定住促進事業として数々の事業が展開されていて、これは全部すぐホームページを開くと出ています。こういう、先ほど課長答弁があったとおり全国に発信する、みんなが柴田町にアクセスすれば、こんなこともやっているんだという、こういうホームページを利用しての定住促進なんかはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今事例があった市町村と柴田町、若干条件、環境が違っているというようなことをまずご理解いただきたいというふうに思いました。実は市街地にある空き家については、取引が活発で、なかなか手に入らないというような状況と不動産会社からは言われております。また、実際取引をしようとしてもその物件が、需要が供給に追

いつかないというようなところでのミスマッチもあるということで、実は先日不動産業者の方ともいろいろ話をしていたんですが、若い方たちは小さな仕事起こしということで空き家を探して不動産業者の方に相談に来ると。しかし、そういう物件が市場には出てきていないというようなところのミスマッチが多くあるということでした。特に駅前地区等の空き家については、とにかく紹介物件も提供できる物件も今のところ何もないという状況です。ですから、ほかの市町村と比べて柴田町はわりかし住む環境がいために住宅の取引が活発だというようなところでは、チラシに出る前にもう取引が成立すると、こういうような状況を不動産会社のほうから聞かせていただきました。ですから、ほかの市町村に比べて、柴田町においての定住・移住についての空き家対策についてはちょっと異質というか、性格が違うのかというふうに考えているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） これも3月に質問したかと思うんですけども、駅近くでなくとも例えば就農も考えられます。農林水産省の大臣官房統計、ちょっと古いんですけども平成26年8月8日に平成25年度の新就農者、全国で5万810人、報告が出ていました。毎年ほぼ5万人が新しい就農で推移しているようなんですけども、いろんな町村でアイデアを出し合っています。例えば農家をやっていたんですけどもうやめたというところをただで貸してやるとか、あるいは1年間面倒見ますと、月5万円とか、近所の人たちがいろいろ応援していますとかというのがあるんですけども、移住・定住希望の方で柴田町で農家をやりたい、あるいは農家をやってみたいという、こんな就農プランはありますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） ご質問いただいた柴田町の就農プランということなんですが、就農プランという形では柴田町ではございませんが、新規就農を希望する方への取り組みとしては、町の農業関係機関で組織する柴田町担い手育成総合推進協議会というものがございまして、そちらのほうで対応させていただいております。活動としては、どこでも同じかとは思いますが、新規就農者の相談に対していろいろ就農者の方から聞き取って、一番大事なのはどのような経営を望んでいらっしゃるのかということを確認しながら、生産、技術面とか経営面、あとは制度をいろいろ利用して有利な農業を進めていただきたいということで、まずそのような面です。あと、最終的には生活していかなければいけないということが当然ございますので、その面などについて町農協、県の普及センター、あとは土地改良区、農業共済など、そういった専門家の関係機関がアドバイスできるような体制をとっております。

す。

ここ数年の新規就農者については、正直言って農家の後継者の就農実績というのは新規就農としてはあるんですけども、農家以外の方からの相談というのは毎年大体1件ぐらいずつでございます。ただ、いろいろお話を伺って、協議・検討しているんですが、資金的な問題とか、あとは労力的な問題、そういうことがあって、現在のところ就農実績ということはまだございません。

また、定住化対策ということで住宅あっせん等の支援という形なんですけど、こちらに関しては直接農政課という形ではないんですが、将来地域のほうにも空き家等が発生したり、あとはおっしゃったとおり離農した農家の方の農地の問題とかいろいろございますし、遊休農地のこともございますので、関係課等とも協議しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 柴田町では中名生、下名生の活性化プランは出ておりました、ホームページに。これはあくまでも生産者の安定、後継の対策だとは思いますが。いろいろ就農プランなんていうのもきちんとホームページのほうに載せているところも数多くあります。そういうところも有効な地方創生と思います。あと、入間田地区に地域おこし協力隊を入れるということで、3月にもお話しされましたし、私もしました。どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 地域おこし協力隊については、まず募集期間、6月を1期として募集をかけました。応募ゼロでした。それで、再度更新をして、間口を広げたという期間を拡大して募集をしまして、お二人から応募いただきました。東京の男性、32歳の方1名です。あと、仙台市在住の25歳の女性です。先週金曜日、柴田小学校学区のふるさと協議会の役員の方と町の中で面接をさせていただいて、ある程度このお二人の条件と希望、こういうようなものを決めさせていただいて、まだ決裁途中ですけども、1名は採用して、地域に根づかせた活動を持っていきたいというようなところで、今10月に向けてそれらの体制をとっていきたいというふうに考えております。ただ、実際的にまだ就職している方でありますので、その辺の雇用面等の、ほかの会社に迷惑をかけるところもありますので、その辺の調整、あと空き家を手配、こういうような準備をしながら、準備が整い次第地域のほうに入って活動していただくということで、1名の女性隊員、25歳ですが、その方に一応

お願いしたいというふうな考え方で今進めているところです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 2名はだめなんですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回応募があった方、本当に柴田町のことをいろいろ思っていて、いろんなアドバイスをいただきました。しかし、お一人の方についてはあくまでも自分のスキルとしては東京に住んでいて、東京から柴田町を支援したいという、そういうような方でした。ですから、どうしてもやはり柴田町在住という一つの条件がクリアできないものですから、何らかの機会で力はかしてはいただきたいというような申し出はしましたが、交付金を活用した制度なものですから、それにはちょっと適格ではないというような判断でさせていただいたということです。

今回面接を行いまして、お二人の方から言われたのは、柴田町の募集についてはほかの町と違った募集形態で、本当に自分の力が発揮できるのではないかとというようなところの言葉をいただきました。というのは、やはり起こしたいというのは農業とか商業とかその1点で募集をかけているところが多いんですが、柴田町の場合は自分のスキルをどのように展開していただけますかというような、その応募の仕方に魅力を感じたと、そういうような方で意欲的な方2名のうち1名を今後地域に入れたいと考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ぜひ定着していただければと思います。

3番目のインターネットを利用してふるさと名品を発信できないかということで、町長からはモール型、個別型、いろいろ長所、短所のお話がありました。私とすれば、3月にお話した中小企業の小規模事業者持続化補助金の活用をやれば、本当にインターネットで世界を相手にできるかなというふうに私もいろいろ考えました。ちょうど小さな企業を支援するというようなところで、2次募集があったんです。インターネットに載ってましたので、出してみました。310社利用されてました、東北で。そのうち、宮城県で69社利用されてたようでございます。具体的にちょっと紹介しますと、司法書士事務組合、これはホームページを開設のための利用として、最高限度が50万円なんですけれども利用してつくったと。あと、板金塗装会社、これはネットの集客とお客様の増加チラシをつくった。3つ目、有限会社ウスイ製作所、ウェブサイトを利用したお客様の開拓をした。4つ目、有限会社太陽電化センター、広告チラシとホームページをつくった。5つ目、美容師さん、これは高齢者、在

宅の開拓事業を展開するのでチラシを作成した。このように、私も全国のやつので電話したときもそのための補助金なんですよというようなことがありましたので、あのとき利用していればインターネット、みんなパソコン買ってホームページぐらいつくれたかなと思ったんですけども、こういう展開はどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 2次募集の関係なんですよけれども、柴田町の関係は今8件、採択に実はなっております。8件の中には新商品の開発、あるいは販路拡大のために今議員おっしゃったとおりチラシの作成をしましたとか、あとインターネットを使った広報事業、そういったものも今回該当になっておりますので、特に広報面におきましては全国展開に向けた取り組みというものがこの小規模事業継続化補助金の中で図られるところもございます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 来年あるかどうかわかりませんが、あるとしたらぜひ全部の事業所、小さい店でも、チラシぐらいはつくれるんじゃないかというふうに思いますので、ぜひ指導していただきたいと思います。

次に、学校のトイレの件ですけれども、先ほど町長の答弁で、結構多いのかと思ったら洋式化は小学校で61%、中学校で45%、多分学校によっては非常にばらつきもあると思うんですけども、洋式化率が一番低い学校はどこですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 小学校においては東船岡小学校、中学校においては船迫中学校となっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 私は槻木小学校を見させていただきましたけれども、各クラスの間にはトイレがあるんですけども、男性しか見なかったんですけども、洋式化にはなっております。体育館はまだ和式なんですけれども、先ほど述べたように何かあったときの避難場所が体育館になると思います。これの洋式化についてはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 議員お話しされたとおり、私どものほうでは町長答弁申し上げました61%、45%というのは教室と体育館を合わせた感じの洋式化率でございます。体育館については逆に洋式化率が進んでいないと現状では把握しております。今後につきましては、補助対象というふうな内容でございますので、学校の要請を受けながら計画的に洋式化

を進めてまいりたいと思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 町長からも計画的に洋式化を進めるというご答弁がありましたので、ちょうど文部科学省でこのようにホームページに載っております。学校のトイレは汚い、臭い、暗いの3Kがあるんですけども、私が見てきた限りでは船岡小学校も各トイレは電気まで通っています。だから、便座だけ変えれば温水から何から全部できると思うんですけども、これはどうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 今お話しされた温水というのはウォシュレットの関係かと思えます。これにつきましては、現在教育委員会での方針に基づきましては、特別支援学級に通っていらっしゃるお子様で、当然支障があるというふうな判断に基づきましてはその要請に応じてウォシュレット対応ということでは考えておりますが、現在ウォシュレット対応につきましては基本的には設置しないという方向で考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 船岡小学校の体育館についても、和式、多目的なやつが1つありましたけれども、我々も議員となっていていろんな避難場所のアンケート調査なんかもやらせてもらったんですけども、一番困ったのはやっぱり高齢者あたりの便座だったようでございます。高齢者の方とか、体にハンデを持っておられる方が体育館に避難されるという場合は、やっぱり和式だとどうしても難しいと思うんです。全部の学校を調べたわけではないんですけども、槻木小学校、あるいは船岡小学校、東船岡小学校、体育館についてはまだ和式でございました。東船岡小学校が一番低いということでしたけれども、どれぐらいの洋式化率ですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 東船岡小学校におきましては、箇所数が46ございまして、その中の13カ所が洋式化ということで、28%という数字になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 私も調べて、校長先生と教頭先生とお話ししてきました。28%しかありませんということで、7割が和式です。女性のトイレも5つぐらいあるんですけども、そのうちの1カ所だけ洋式でした。それも電気も通っていませんので、多分冬などは冷たいと思います。利用している人はやっぱりトイレットペーパーを敷いて使っているようでござい

ます。環境的によくないと思うんですけども、教育長どうでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） やはり暖かい状態での使用というのが可能になればよろしいかというふうに思っております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 3階のトイレの件はご存じでしょうか。3階の、特に男子トイレ。何か情報は入っていますか。

○議長（加藤克明君） どの学校の3階ですか。

○3番（吉田和夫君） 東船岡小学校の話をしていました。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 具体的には存じ上げておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 私、見てきました。3階のトイレ、結構町当局にも言っているということでしたけれども、配管が壊れていて、使用禁止、特に男性のトイレ、6カ所使用禁止になっています。東側、西側にトイレがあるんですけども、2個、2個です。3階は5年生、6年生がいます。人数的には100人ちょっと。男性を半分とすれば50人。50人が多分4個で休み時間に用を足していると思うんですけども、4つしかありません。修理の依頼とかはないですか。

○議長（加藤克明君） 教育総務課長。

○教育総務課長（伊藤良昭君） 学校側から私の段階ではまだ来ておりませんので、議員お話ししたとおりでございますれば、こちらのほうで早急に確認して、対応というふうなのを計画的に進めてまいりたいと思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） ちょうど私も見てきてよかったとは思ったんですけども、教頭先生が立ち会っていただきました。全体的に洋式化28%ですというふうなことで、きちんとお話もされておりましたし、特に東船岡小学校については先ほど一番悪いというようなことでした。町長も学校については大きな建てかえとか新築とかプールとか非常に力を入れております。洋式化についてまだ28%、7割がまたいでいるトイレだとかというようなものは町長ご存じだったでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町長。

○町長（滝口 茂君） トイレの洋式化については、学校ばかりではなくこの議会からも集会所の洋式化というのを提案していただいております。ただ、学校におきましては洋式化について全てということではなくて、一部和式を残してもらいたいという要望が出されていたという記憶もございます。今学校関係の修繕につきましては、予算におきまして学校、教育委員会、そして財政課と、こういうルートで全体の事業の中で配分を決めさせていただいております。学校トイレの洋式化についても、大規模改修が次年度に控えている場合、例えば船岡小学校、そういう場合には進捗率は進むんですが、やはりそういう補助金を活用した政策を優先するために東船岡小学校がおくれていたということは今初めてわかりましたので、予算要求する正規のルート以外にも今議員がおっしゃった気づきのルートというのがございます。今回気づきのルートとして補正予算に上げているのが槻木小学校の校庭の整備とか、槻木小学校の図書館の椅子の整備とか、船迫小学校の整備とか、普通のルート以外のルートについても予算の範囲内で対処していただいておりますので、いろんなアイデアをいただいている吉田議員の提案でございますので、早急にほかの小学校の整備率に合うように整備をさせていただきたいと、そのときには予算の議決についてご同意を賜りますようお願い申し上げます。早急にほかの小学校のレベルに上げさせていただきたいというふうに思います。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○3番（吉田和夫君） 水回りについては非常に大変な金額なんかもかかると思いますので、補助金もあるようですので、これもきちんと利用していただきたいと思います。非常に学校に依拠してはばらつきがあるということで、全部の学校を歩けばよかったですけれども、私は3つの学校しか歩きませんでした。町立の学校のトイレの総点検をしていただいて、段階的になるとは思いますが、100%洋式化にさせていただいて、そして学校の校長先生、2人の校長先生とお会いしましたが、ウォシュレットが欲しいという要望まで私はいただきました。乾燥つきまでは要りませんがということで、先ほど町長がお話したとおり私も質問しました。たまに震災のために大便の和式のやつを一つくらい残したほうがいいですかなんて。「いやいやいや、100%もう洋式化になっていますので、それでお願いしたい」というような要望も賜ってきましたので、段階的で結構ですので、ぜひ学校の洋式化を取り入れていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（加藤克明君） これにて3番吉田和夫君の一般質問を終結いたします。

次に、5番斎藤義勝君、質問席において質問してください。



〔5番 斎藤義勝君 登壇〕

○5番（斎藤義勝君） 5番斎藤義勝です。大綱1問質問いたします。

**マイナンバー制度の導入は。**

平成27年10月から、日本国内の全住民に12桁のマイナンバー（個人番号）が記載された通知カードが送付されます。平成28年1月以降には、さまざまなことに利用できる個人番号カードが申請者に交付されます。個人番号カードには、氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーが記載され、本人の写真が表示されます。また、平成28年1月からは、社会保障、税、災害対策の行政手続にマイナンバーの記載が必要になります。

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、地方自治体の図書館利用証や印鑑登録証など各自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。

なお、個人番号カードには所得情報や健康情報などのプライバシー性の高い個人情報は記録されず、個人番号カード1枚から全ての個人情報がわかってしまうことはありません。導入段階で懸念されておりました個人情報が外部に漏れるのではないかと、他人のマイナンバーで成り済ましが起こるのではないかなどの問題点は、特定個人情報保護委員会という第三者機関が、マイナンバーが適切に管理されているかどうか監視・監督を行うとされております。

システム面の保護措置としては、個人情報を一元管理するのではなく、従来どおり年金の情報は年金事務局、税の情報は税務署といったように分散して管理する、いわゆる分散管理方式になります。また、行政機関の間で情報をやりとりするときもマイナンバーを直接使わないようにしたり、システムにアクセスできる人を制限します。

このように、マイナンバー制度は行政事務を効率化し、住民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤として期待されております。

そこで、質問します。

- 1) マイナンバー制度のメリットとデメリットをどう捉えますか。
  - 2) 平成29年1月から情報提供等記録開示システムとして個人ごとのポータルサイトがスタートするようですが、その内容は。
  - 3) マイナンバー制度の導入と並行して、特定個人情報保護委員会が設置されるようですが、その役割は。
  - 4) 住民のプライバシー確保のため、特定個人情報保護評価が義務づけられておりますが、その内容は。
- 以上です。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 斎藤義勝議員、マイナンバー制度、4点ほどございました。

マイナンバーは、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、国民健康保険や介護保険、児童手当の支給などの社会保障分野、税分野、災害対策の分野で効率的な情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

1点目、マイナンバー制度のメリットとデメリットでございます。

メリットとして、1つ目は所得や他の行政サービスの受給状況等を把握しやすくなるため、負担を不当に免れることや給付を不正に受け取ることを防止し、公平・公正な社会が実現されます。

2つ目は、年金や福祉などの行政サービスの申請等において、必要とされていた所得証明書や住民票の写しなどの添付書類が削減されるなど、行政手続が簡素化されて負担が軽減され、国民の利便性の向上が図られます。

3つ目は、行政機関や地方公共団体などで、さまざまな情報の照合、転記、入力などに要している時間や労力が削減され、行政の効率化が図られます。

デメリットとして、個人情報外部に漏れるのではないか、個人番号が不正に利用されるのではないか、国により個人のいろいろな情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念の声があります。

マイナポータルについてでございます。

4つの機能の整備が予定されています。

1つは、情報提供等記録表示機能です。行政機関がマイナンバーのついた自分の情報をいつ、どことやりとりしたのか確認できる機能で、自宅のパソコンなどから確認できます。

2つ目は、自己情報表示機能です。行政機関などが持っている自分の特定個人情報について確認できます。

3つ目は、プッシュ型サービス機能です。行政機関から一人一人に合ったお知らせを発信していくサービスです。

4つ目は、ワンストップサービス機能です。行政機関への手続を一度で全て完了できるようになります。しかし、運用は平成29年1月から利用開始される予定です。

3点目、特定個人情報保護委員会の役割ですが、特定個人情報保護委員会は個人番号の適正

な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずることを任務とする内閣府外局の第三者機関で、7名の委員で構成されている組織です。行政機関や民間企業がマイナンバーの取り扱いを適正に行うよう監視・監督・広報啓発・国に意見を具申する役割を担っています。

4点目、特定個人情報保護評価の内容についてでございますが、特定個人情報保護評価は行政機関等が特定個人情報ファイルの取り扱いにおいて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをみずから宣言し、どのような措置を講じているかを具体的に説明することにより、国民・住民の信頼を確保することを目的とするものです。

町では、昨年10月20日から住民基本台帳に関する事務、地方税の徴収事務や介護保険に関する事務等について特定個人情報保護評価を実施し、ホームページで公開をしております。

以上でございます。

○議長（加藤克明君） 斎藤義勝君、再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） まず最初に、町長のほうからただいまマイナンバーについてのメリット、デメリットをいろいろ挙げていただきましたが、まずメリットはいろいろわかったんですけども、この制度についてまず一番懸念されておりますデメリットとして個人情報の流出の懸念ということが考えられますけれども、このマイナンバーが来月10月初旬から通知カードが全住民に通知されるわけでございます。そして、来年1月に個人番号カードが受け取れるようになるわけでございますが、その個人番号を受け取るまでの過程でちょっとお聞きしたいことがありますので、お聞きします。

まず、マイナンバーカードが全住民に書留で通知されるようなんですけども、届かないケースというの也被考えられると思うんですけども、これは一体どういうケースなのかご説明願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 10月から住民基本台帳上に登録してある住所に送付させていただきます。通知カードという形で。それで、郵便局を使いまして簡易書留ということです。本人が不在の場合は、郵便局のほうに1週間は保留されるというふうなことになります。その後、我がほうにその返却される通知カードが戻ってくるというようなことです。それから、いろいろと住んでいる方の確認というような事務作業があります。多分今の見込みでは約5%ぐらいはそういうケースがあるのかというような感じでおります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） ただいま課長が大体5%ぐらい届かないケースが考えられると言いまし

たが、先日のテレビ報道では全国で275万世帯が届かないだろうという予測が出ておりますけれども、柴田町の場合は先ほど課長は5%ですか、これは世帯数の5%ですよ。これの対策はどういうふうに考えていらっしゃいますか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） あくまでも住民基本台帳上に登録してある住所地に送るということです。柴田町には例えば住民基本台帳上、住民票を異動せず体だけ来ているというような方もいるかと思えます。それらについては、住民基本台帳上登録してある住所にその方の通知カードが送付されるというようなことです。例えば遠方に家族がいて、単身でもって柴田町に来ているといったケースの場合は、その家族のもとに通知カードが送付されることになると思えます。それで、家族間の中で通知カードが届いているよというようなことになると思えます。

いずれマイナンバーを記入する状況になれば、マイナンバーを付番されていませんといろいろと不都合な点がありますから、その時点で通知カードについての交付というようなことになるかと思えます。一度に全て解決できるものじゃなくて、やはり通知カードを受領するまで時間がかかる人もいるのかというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、通知カードが届きまして、これは個人の自由意思で決定できますけれども、今度は個人番号カードを申請手続をする人はすると。この申請方法は郵送かオンラインシステムらしいんですけども、来年1月から個人番号カードを受け取ることができるようになるわけです。その受け取る際に、本人の確認のために、これはオンラインの場合だと思わんですけどもパスワードの設定が必要と、こういうふうになっておりますが、パスワードの件でお聞きしたいんですけども、私個人的に考えるにはセキュリティーなどを考えますとパスワードは5桁以上が望ましいのではないかと思うんですけども、現在はどのような方向で進んでいるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） セキュリティーを向上させるためには、人から解読されないような数字であったりというようなことで、多くの番号があればそれにこしたことはないと思うんですけども、ただし後になってみると自分が設定した番号が覚えられないというようなこともあると思えます。そんなことで、そういうような暗証番号等については各自の任意の設定でお願いするというようなことです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうしますと、例えば私ふだんの日常生活で使っているパスワードとい  
いますとどうしても4桁の自分の誕生日、または電話番号とか、そういった番号は認めるよう  
になるんですか。覚えやすいので。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 町民環境課長の補足をしながらお答えしたいと思います。

今回のパスワードについては、する、しないは個人の自由ということです。電子証明とかそ  
ういうような税務署に税の申告をすとかしないとか、そういうようなところで活用しないと  
なれば、もうパスワードは登録することはないというようなところでは、将来、いろんなと  
ころでやはり電子化を国が進めております。ですから、そういうようなところにおいて当分は、  
今はしなくても今後するというようなところもありますと、このパスワード、実は4つエリア  
が決められています。4つのパスワードを設定しなければなりません。というのは、まず1つ  
は税証明用のためのパスワード、そしてほかの健康管理とかいろんなサイトのパスワードと  
か、いろいろ業務ごとに、一連のものを一つというわけではなく、あくまでも業務ごとにその  
パスワードを個人で設定しなさいと、それくらいの安全装置というようなことで、できるだけ  
漏れないような形で設定をするというふうにはなっております。

このパスワードの設定については、先ほど斎藤議員おっしゃるように電話番号、生年月日、  
それもオーケーです。ただし、桁数が4ケタではありません。やはりそれが十何桁までの範囲  
の中で、それも数字だけではなくて英数字、そういうようなものの指定もありまして、今回の  
マイナンバーカード、個人番号カードの中にパスワードを入れるためには、かなり判断が皆さ  
ん大変なのではないかというようなところを考えております。ただ、これについては10月5日  
以降に発送される通知カードの中に一つ一つの説明書きがされておまして、そこの中で判断  
していただくという形で今推移しております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、続きまして通知を受けて個人番号カードを申請、つくるかど  
うかは個人の自由というふうになっておりますけれども、これは私もつくろうかと考えてい  
るんですけれども、もし万が一紛失なんかした場合は、直ちに執行措置といえますか番号を変えて  
もらうとか、なくしたらほかの人にマイナンバーがわかってしまいますよね。それをちょっと  
お伺いします。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 個人の責任において、例えば汚してしまったとか落としてしまったというようなことになれば、再発行の手続は私のほうでいたします。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、この前テレビでもやっておりましたけれども、最近研修会とかいろいろ対策を練られているようですけれども、柴田町の場合6月会議で国の補助金によってシステム整備のほうへ1,210万円、個人番号カード交付事業に1,332万円ですか、これが予算化されておりますけれども、来年1月に向けてどこまで進んでいるか進捗状況をご説明願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 10月に通知カード発送というようなことで、政府系のJ-LISというようなところで一括して発送業務を今現在まとめているというようなことです。10月に通知カードを発送するに当たって、今我がほうで取り組んでいるのは例えば東日本大震災でもって住民票の異動をせず体だけこちらのほうに身を寄せている方、あとDV関係でもってストレートに送ることができない方、あとは老人ホーム等に入所なされている方というようなことで、そういうような手続関係で私のほうで今受け付け中です。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、マイナンバー通知カードを持った場合の利便性ということでお聞きしたいんですけれども、考えられるのはまず身分証明書として利用できます。あと、国民健康保険証としても考えていると。また、税の申告などにe-Taxですか、あれの電子証明書もこれに標準搭載されるのでできるようになると。また、図書館利用や印鑑登録などもこのマイナンバー通知カードがあればそれだけでオーケーと、そういうふうになるようでございます。それともう一つ、これがあれば今度コンビニなどで住民票などの証明書も取得可能というふうになって、かなり便利なことが考えられるんですけれども、これは逆に考えて個人通知カードを申請しないで、持っていないとできないケースというのはあるんでしょうか、我々の日常生活で。それをお答え願いたいんですけれども。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 再度お答えしたいと思います。

通知カードについては、斎藤議員は身分証明書になるというお答えなんですけど、実はできません。あくまでも顔写真がつかないと証明書にはならないということです。ですから通知カー

ドだけでは、先ほどいろいろとコンビニとか事例を出していただきましたけれども、それは個人番号カードというものを設定していただかなければだめということです。ですから、通知カード自体は本当に単なる個人番号を付番したという、そのカードの役割しか持っていないということです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 済みませんでした、課長。先ほどの質問で私が聞いたのは、個人番号カードのことです。個人通知カードと言ったんですよね。済みませんでした。それ、個人番号カードを持っていないとできないケースはあるか、再度答弁願います。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 個人番号カードについては、いろんな規制があります。先ほども言いましたように、税証明とかいろんな証明をとるのにパスワードをつけたりとか、やはり一貫性、あと住民基本台帳情報を出したりとか、コンビニから住民票を引き出したりするとか、そういうような業務ごとにいろいろパスワードが設定されております。ですから、個人でこの業務は使わない、使う、この選択が出てきますので、全部必要だと思う方であれば全てにおいてパスワードを設定して、活用していただければと思います。

ただし、今のところ柴田町としては、将来的には先ほどコンビニとかいろんなところまでの拡大が国では今計画はされていますが、なかなか現実的にはそこまで追いつかないだろうというところが現実です。今のところは、あくまでも既に住民基本台帳情報という形で税のe-Taxとかやられています。ああいうような利活用が今のところ一番の最大の利用、活用かというように考えております。拡大する業務については、今後町として精査しながら、条例を改正しなければならないというところで、今のところは社会保障、税、災害対策、この業務にしか個人通知は使えないというような制限があります。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 続きまして、以前住民基本台帳カードというものを国のほうでやったいきさつがございすけれども、ちょっとインターネットで調べたんですけれども、平成26年3月31日現在ですとこの住民基本台帳カードをどのぐらいの人が登録したのかなと思って調べてみたら、交付数が834万枚となっていたようなんです。それで、参考までにお聞きしますけれども、柴田町では過去の累計でいいんですけれども何人ぐらいこの住民基本台帳カードをつけたのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 柴田町は、全国レベルから見るとちょっと低い数字になります。パーセントで言うなら約3.86%、件数にすれば1,700ちょっとぐらいだったと思うんですけども、そんな感じの交付というようなことです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） やっぱり意外と少なかったようでございますけれども、今度マイナンバーにおきまして通知カードが来て、個人番号カードの申請をするのは大体どのぐらいと見込んでおりますか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 国レベルでは、おおよそ30%というような数字を見込んでいるようですけれども、実際個人番号カードを必要とする人たちはどんな人たちなのかと考えます。例えばゼロ歳から18歳までは通知カードと、あとは顔写真等の生徒手帳とかそういうようなものでも代替できる。あとその他の通知カードと、自分を証明する2種類くらいのものであれば足りるというようなことだと思います。個人番号カード、写真を添付して人物特定というようなことを考えるのであれば、例えば免許証を返してしまったとか、免許証を持たないというふうな人が対象になるんだろうと思います。私のほうとすれば、初年度ですから約10%ぐらいというようなことで考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） そうしますと、今課長から全国的には30%目標、柴田町はちょっと低目に見て10%ぐらいと、こういうあれでございましたが、10%なら10%でもいいんですけれども、この目標達成のために柴田町では町民に対してどういった啓発とか周知、そういったものを町独自で考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（加藤克明君） 町民環境課長。

○町民環境課長（鎌田和夫君） 個人番号カードを必要とする方は、国のほうでいろいろとPRしているものを熟知していただいて、判断していただければと思います。町とすれば、個人番号カードを持ってくださいという意味合いでは広報は今のところ考えておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） それでは、柴田町の場合は当初大体10%程度ということでございましたけれども、このマイナンバーを普及するにはどうしてもやっぱり健康保険証とのひもづけが必要ということで、個人番号カードを持っていれば健康保険証がわりというふうにしたいと、そういうふうを考えているようでございますけれども、この辺の進捗状況はどうなっているんで



しょうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについては、国の大きな方向性はあるんですが、今のところ実際的には社会保障、税、災害対策、これを実行させるというようなところのシステム開発等、いろんな制度設計を国自体が指導してきています。それ以降についてはまだ時間をかけながら、平成29年1月からは実際的にこれらの情報が全て公開されますので、そのタイミングの中で検討されるのではないかと思います。ただ、柴田町においてはまだその環境までは全体的には整わないだろうというふうには考えております。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、続きまして2番目のマイナポータル、これについてお聞きしたいと思います。

先ほど町長からこのマイナポータルは4つの機能を備えていると。まず第1番目に情報提供等記録表示、そして自己情報表示、そしてプッシュ型サービス、そしてワンストップサービスとおっしゃっておられました。この中で、ちょっとお聞きしたいんですけども、自己情報表示とありまして、マイナンバーを含む自分の個人情報を誰がいつ提供したのかというのがマイナポータルから確認できるようになるらしいんです。それで、我々一般国民が、個人情報がどのように利用されているかというのはあれなんですけれども、説明によりますと電子証明書を使わないとこのマイナポータルには入っていけないとなっているんですけども、逆に考えるとこれはパソコンをやらない人はマイナポータルには入れないとなれば、自分の個人情報がいつどこで提供されたのか、確認方法というのはあるんでしょうか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） これについては情報公開法とか、公開、閲覧と、そういうような制度の中で対応も可能です。しかし、実際的にこのマイナポータルについての先ほどの情報提供記録表示というものは、当然誰もが確認したいと切に思っていると思います。ただし、先ほども言いましたようにここにはパスワード、確認しましたら16桁の範囲の中で、一番重要な情報なので、パスワードは16桁で個人で付番して活用してくれというふうに説明書きがあります。こういうようないろんな高いハードルを越して、ご自身の情報を閲覧、確認、こういうようなことで国は今制度設計をしているというところなんです。実際的にはパソコンでなくても、窓口に申請、そして確認、こういうようなことも可能というふうになっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、パソコンをやらない人でも自分の個人情報を確認には来れるということですね。では今度逆にお聞きしますけれども、個人番号カード、通知カードじゃなく、個人番号カードを申請しなければ、例えばパソコンを持っていてもマイナポータルには入っていけないわけですか。お願いします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのようになります。先ほど町長が答弁しましたように、このマイナポータルには4つの機能があります。どういう情報が各行政機関で使われているかという情報検索が1つです。それから、自己情報表示は自分がどういう個人情報を持っているかというものです。あと、自分に合った行政からの情報です。例えば介護保険の手続とか保険料の手続、その年代になったらしてくださいとか、こういうのが一方的に通知が来ると。それから、ワンストップということで、手続を一遍に済ませると。この4つの機能が個人番号カードの中に凝縮されているというようなところなんです。一つ一つ、先ほど言いましたようにこれらにはパスワードを一人一人違った内容でつけてくださいというような指定が今回送られてくる通知カードの中に説明書きとしてされてくるということです。同じ番号でもいいというのは、あくまでも自己情報表示、プッシュ型、ワンストップ、この3つだけは4桁の番号でもいいんですが、先ほど斎藤議員が言うように情報提供記録表示については最重要な情報ということで、パスワードも16桁の範囲で個人が決めなければならないと。それくらいの安全性を高めた中で、今回各個人にその判断をお願いするというような通知が間もなく発せられるというところなんです。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） それでは、自分が仮にこのマイナポータルを利用して、自分の個人情報がなぜ提供されたのかというのを自分で確認もできますね。これは納得できないといいますか、不自然というか、どうしてこういうふうにご利用したんだということはどこに問い合わせればいいんですか。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 最終的には、先ほど町長の答弁の中で申し上げました特定個人情報保護委員会に全部報告をするような形になっております。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） さっき言いました特定個人情報保護委員会ですか、それは個人がするようになるわけですか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） そのような形になります。あくまでも個人が申し出をするというような形になります。それも町の窓口を通じてというような形になるかと思えます。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は事業者向けのことでお聞きしたいんですけども、事業者がマイナンバーを導入するに当たっては、先日のテレビ報道ですとまだ3%しか準備が完了していないということですが、これから導入に向けて進めていかなければならないと思うんですけども、この導入に当たっては事業所のほうでも例えばシュレッダーをそろえろとか、大事な個人情報のマイナンバーですから、がっちりした金庫などを購入するとか、そういったいろいろな面で、あとパソコンのあれです、ソフトウェアのウイルス対策なんかも必要になると思うんです。それで、企業向けのマイナンバーが準備になっていないということで、補助金制度とかそういったものというのはどういうふうになっていますでしょうか。あるかどうか。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 法人番号については、国税庁が主幹となって進めている事業で、行政のほうというか私のほうではその情報は持ち合わせておりません。

○議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。

○5番（斎藤義勝君） 今度は、先ほど課長も自分の個人情報が利用されたのにちょっと不満というか、その理由を聞きたいとかというときのために特定個人情報保護委員会、こういったものが設置されると。そしてこれらの役目というのは、個人からのそういう苦情処理を受け付けたり、あと自治体に対しては監視・監督を徹底させると。そして民間事業者です、先ほど普及率が悪いと言いましたけれども、今後広報啓発を続けていくということですが、この個人情報保護委員会で、これら自治体とか民間事業者の利用については、マイナンバーの利用については本人の同意は必要ないが目的外に使用しないよう留意することとなっているんですけども、これだけで大丈夫なんでしょうか。お聞きします。

○議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 今その制度設計でかなりの自治体で悩んでいるというところがあります。あくまでも原則はマイナンバーは社会保障、税、災害対策、この3本が基本です。ですから、そのための業務遂行をしなければならないというところの安全装置がまだまだやっぱり未整備のところもありますので、それをきちんとするように、まず手始めに来年の1月に向けて内部でそれらの制度設計を今進めているというところなんです。

- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） そうしますと、マイナンバーに対する国民の懸念というのはかなり私大きいと思うんです。まず個人番号を用いた個人情報の内容性とか、あと突き合わせなどが行われて、集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかとといった懸念です。あともう一つは、やっぱり成り済ましです。カードを紛失したとか、セキュリティー、パソコン等により自分の財産とか、その他の被害をこうむってからでは遅いですから、そういった懸念。あと、やっぱり今度国から管理されるんじゃないかと、国家により我々の個人情報がその番号一つで名寄せとか突き合わせが行われてしまうと。俗に一元管理です。こういった懸念をどういうふうに考えているかお答え願います。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回のマイナンバーに伴って、罰則規定も従来の罰則規定の約2倍に拡大をしているというようなことで、法の改正がありました。ただ、法律だけではなかなかカバーできないところ、これはもう本当に一人一人の理性、これに委ねるしかないんだろうというふうなところで考えております。ただ、法的にはいろんな形で罰則規定を設ける、そして装置的にはハード的なところで使えないようにするとか、機械同士の連携がとれないとか、そういうようなシステム面の改良とか、そういうようなできる範囲のところでは今やっているということです。
- 議長（加藤克明君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） それでは、これは確認になりますけれども、私が一番懸念している成り済ましの防止なんですけれども、このためにはやっぱりマイナポータルに入るには電子証明書とか、かなり複雑な確認というかそういうのが必要ということでよろしいんですね。
- 議長（加藤克明君） まちづくり政策課長。
- まちづくり政策課長（平間忠一君） 今回、個人番号カードの中に写真がつけられました。やっぱりまず写真突合が第一の関門かというふうに考えております。ですから、個人を確定するには番号だけじゃなくて、やはり写真がまず重要な位置づけになるかというふうに思います。その次にパスワードというふうになるかと思えます。
- 議長（加藤克明君） 再質問どうぞ。
- 5番（斎藤義勝君） 続きまして、今度は特定個人情報保護評価ということでお聞きしたいんですけれども、どうしてもこれは我々国民の不安であります情報漏えいなどにつながるわけでございますけれども、この評価というものは先ほど町長にもお答えいただきましたが、各種リ

リスクを軽減するための適切な措置を各自治体の長は講ずることを宣言するとなっておりますが、柴田町はどのような措置をするのか、町長ご説明願います。

○議長（加藤克明君） 答弁を求めます。まちづくり政策課長。

○まちづくり政策課長（平間忠一君） 先ほども答弁で申し上げました。柴田町のホームページ、マイナンバーのところに柴田町として今進めている番号制度に伴ってこのような形のリスクがありますと、そのリスクのためにはこういう解決策を庁舎の中でとっていますと、それをあらわしたのが特定個人情報保護評価書になります。19の業務の中で、全て表示をさせていただいて、まだ全ての業務ではありませんので、これから追加しながらこの保護評価の項目を拡大していこうというようなところで考えております。あくまでも本来であればこのような形の漏えいは事後対策というようなところがよくとられがちなんです、今回の個人情報についてはまずリスクとしてこういうことが予測される、漏えいとかが出てくるだろうと、それにはこういう対策を行いますということで、事前の対策を町民の皆さんに、町はこうとりましたと、これを見ていただくというのがこの評価書の役割です。ぜひマイナンバーの項目の中を見ていただいて、各業務詳細に書かれておりますので、ぜひこのようなことでやっていきたいと思えます。当然これらに違反すればお互いの罰則、こういうようなのにも触れてくるというようなところで、今町としてはまず19の事業について評価を出して、公表をさせていただいています。

○議長（加藤克明君） 再質問ありますか。

○5番（斎藤義勝君） 以上で質問を終わります。

○議長（加藤克明君） これにて5番斎藤義勝君の一般質問を終結いたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

あす、午前9時30分から再開します。

ご苦労さまでした。

午後0時04分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成27年9月7日

議 長

署名議員 番

署名議員 番